

## 今後の行政改革推進方針について

### ○ 行政改革推進計画策定の経緯

国から平成9年11月に「地方自治、新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が示されたのを受け、本市では11年3月に第1次行政改革推進計画を策定し、行政改革に取り組んできた。17年3月には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、18年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、各地方自治体には行政改革大綱の見直しと22年4月1日における数値目標を掲げた集中改革プランの公表が要請されたものの、その後の新たな指針は示されておらず各自治体の判断に委ねられている。

### ○ 現状の問題点

- (1)行政改革推進計画に則った現行の行政改革は、計画に規定されている34施策に縛られ、全事業を事業改善や事業見直しに繋がっていない。
- (2)第1次から第4次までの行政改革推進計画で15年間改革を続けており、同様の仕組みでは更なる改革は望めないため、新たな手法の検討が必要。
- (3)行政評価、財政査定、ISO9001、市民会議等事業見直しに繋がる手法があるものの、それぞれ別個に運用されており、整理されていない。

### ○ 基本方針

- (1)全事業を対象とした行政評価において行政改革を推進  
従来の行政改革推進計画34施策にとらわれることなく、全事業を対象としている行政評価において課題を抽出する。
- (2)国際基準であるISO9001に則した、新たな行政改革へと変更  
ISO9001に則して本市の事業を計画策定、実施、検証及び見直しを行い、監査を行うことでISO9001の観点より課題を抽出する。さらに、ISOに定められる改善のためのアンケートについても併せて取り組む。
- (3)行政改革に関する計画は、次期総合振興計画の中で総合的に位置付け  
総合振興計画の中で総合的に位置付けることにより、市として更に行政改革に取り組むことを示す。総合振興計画の進捗管理で行政改革を管理する。
- (4)事業見直しに繋がる手法を統合的に管理  
現在行っている事業見直しに繋がる手法（行政評価、ISO9001、市民会議等）で抽出された課題に関して、特に取り組むべきものについては、行政改革推進本部において決定し推進する。なお、行政改革推進本部において決定した課題について、予算上の見直しを含むものについては財政査定で考慮するものとする。
- (5)人員適正化計画について別途策定  
人員の管理については、別途人員適正化計画を定めることにより、今後も引き続き適正な管理に努める。

以上